

生駒市ひきこもり支援ステーション事業における居場所づくり事業 運営等業務仕様書

1 業務の名称

生駒市ひきこもり支援ステーション事業における居場所づくり運営等業務

2 委託業務の目的

ひきこもり状態にある者の自立支援を促進するため、まずは自宅から出るきっかけとなるような居場所（以下、「居場所」という）の設置が必要となっている。ひきこもり状態から一步を踏み出し、本居場所を利用する者（以下、「利用者」という。）が他利用者又はスタッフとのコミュニケーションを図り、相談支援や他の社会資源への参加支援につなげるための連携を図ることで社会とのつながりを持つことを目的とすること。

3 委託期間及び開設期間

委託期間：契約日～令和7年3月31日

開設期間：令和6年7月1日～令和7年3月31日

4 委託業務

（1）居場所づくり事業

利用者が自宅から一步踏み出しやすい環境の居場所づくりを行い、利用者とのコミュニケーションや、利用者同士のコミュニケーションの仲介役を担う。また、様々なイベント等により多様な方が参加しやすい環境づくりに努め、農業体験、学習機会の提供、ITの活用など利用者各々の能力を生かせるような居場所づくりに努めること。

（2）相談支援

居場所利用者で相談支援を望まれた場合、必要に応じて相談支援を行える体制を整えておく。また、生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）や他の機関と連携し、適切な相談支援機関につなぐこと。

（3）民間団体との連携事業

利用者の状況に応じて必要とされる民間事業者や市民活動団体等との連携を行い、利用者がひきこもりステーションの居場所以外にも社会とのつながりを持てるよう支援すること。

（4）その他市長が必要と認める事業

相談の記録・統計、会議・研修等への参加、生駒市が実施するひきこもり支援ステーション事業の任意事業等に参加すること。

5 開所日時

週 5 日、1 日 7 時間以上（10：00－17：00の開所を想定）

※ただし祝日及び12月29日から1月3日は除く。

臨時休業を行う場合は、生駒市と協議し了承を得たうえで行うものとし、生駒市公式 HP 上等で告知を行う。

6 設備概要

受託者が市内で用意した場所において以下の設備を備えること。

- ・利用者同士やスタッフ等とのコミュニケーションを図るに十分なスペース
- ・相談支援を行うにふさわしい個室等
- ・静養室

7 職員配置

スタッフを常時 1 名以上配置

（他業務との兼務可能だが、相談があるときは保健・医療・福祉等の資格者が常時相談を受けられる体制を整えておくこと）。

8 対象者

義務教育終了後全年齢の方（ただし、中学卒業後利用が見込まれる方に対しての定着するための支援はこの限りではない）。

9 利用人数

定員を 5 名程度とするが、新規の利用者等急な来所があれば受け入れること。

10 業務報告書について

受注者は毎月 8 日までに前月の実績をまとめ、生駒市に対して実績報告を行い、毎年度の業務終了後速やかに、業務項目ごとの業務内容及び成果を事業報告書として取りまとめ、文書及び電子ファイルで生駒市に提出すること。

11 守秘義務について

本業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

12 その他

- ・生駒市が開催するひきこもり支援サポーター養成研修及び他自治体等が実施している類似の研修を履修した者を、職員とは別に居場所運営のボランティアとして受け入れに努めること。
- ・ひきこもり支援ステーションの利用料は無料とするが、イベント等での原材料費、交通費等の実費負担を利用者に求めることができる。
- ・本委託で生じる成果物の所有権・著作権については、生駒市に所属する。

- ・ 生駒市から業務改善を指摘された場合は、必要な措置をとり、その改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出すること。
- ・ 業務の実施に伴い第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担すること。但し、利用者に故意・過失がある場合を除く。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては生駒市と綿密な連絡、報告、協議を行い、生駒市より指示等があれば遵守すること。
- ・ 契約期間終了にあたっては、生駒市の指示に従い、次契約業者との引き継ぎを遺漏なく行うこと。